

# 安全マネジメント（安全に関する基本的な方針）

## 1. 輸送の安全に関する基本的な方針

- ① 安全運転を第一とし、法令遵守し、基本に忠実に日々業務を安全に遂行すること
- ② 車両の整備を的確に行い、始業点検を厳正に行うこと
- ③ 点呼において、日々安全意識を高めるための指導を行うこと
- ④ 教育を通じて安全意識を常に涵養すること
- ⑤ 万が一重大事故の場合、人命尊重を第一に対処し、速やかに上司、関係機関へ連絡をとること

## 2. 輸送の安全に関する目標

	令和5年度目標（達成状況）	令和6年度目標
飲酒運転	0件（0件）	0件
重大事故（事故報告規則2条）	0件（0件）	0件
駐車場内事故	0件（0件）	0件
有責物損事故	0件（0件）	0件

## 3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する情報（令和5年度）

件数 0件（死亡事故0件、重傷事故0件、軽傷事故0件、物損事故0件、事故報告書提出件数0件、康起因事故0件）

自動車事故報告規則第2条に規定する事故は発生していません。

## 4. 安全管理規程

[別添のとおり（安全管理規程）](#)

## 5. 輸送の安全の為に講じた措置及び講じようとする措置

- ① 運転の基本に戻り、日々の業務を安全に遂行します。
- ② 指差確認喚呼と左折時一旦停止・右折時最徐行または一旦停止の励行で交差点事故を根絶します。
- ③ 車両の不具合による事故の根絶を図ります。

- ④ ヒヤリハット情報の共有と国土交通省メルマガの活用により、予見運転の意識を高め、事故防止に努めます。
- ⑤ 教育・研修を通じ、安全意識を育成し、指導を継続的に行います。
- ⑥ 情報伝達の迅速・正確さの向上を図り、安全運転に活用します。
- ⑦ 事業所の巡視・監査を通じ、現場の諸問題を速やかに解決します。
- ⑧ 職場内対話の充実により、不安全行動を防ぎます。
- ⑨ 運輸安全マネジメント評価・運輸安全マネジメント認定セミナーの実施・受講します。(最低3年に1回実施)
- ⑩ 交通安全運動期間中は事故防止運動を実施します。(春の全国交通安全運動、夏の事故防止運動、秋の全国交通安全運動、年末年始自動車輸送安全総点検)
- ⑪ デジタルタコグラフの全車両搭載。

## 6. 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制

[別添のとおり\(安全管理\\_連絡体制図・組織図\)](#)

## 7. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

- ① 現任教育(安全会議・意見交換会)年1回
- ② 新任教育(入社時・業務変更時)随時
- ③ 特別教育(事故再発防止教育、入社後教育、高齢者教育、マナー講習)随時
- ④ 運行管理者基礎講習及び一般講習(運行管理者)2年に1回以上
- ⑤ 乗務員の法令診断(適性診断、適齢診断、特別講習など)随時
- ⑥ 内部監査(運行監査本部による監査)3年に1回以上

## 8. 輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じようとする措置

統括監査本部は、安全目標が達成できていない場合や、事故が多発している場合など、必要に応じて内部監査を実施します。監査では、「安全管理の取組状況の自己チェックリスト(国土交通省作成 安全マネジメントの実施に当たっての手引き使用)」などに準拠して、安全管理体制の現状をグループ全体で評価します。

## 9. 安全統括管理者に係る情報

安全統括管理者 酒井 正弘

10. 運転者、運行管理者、整備管理者に係る情報（令和6年10月現在）

乗務員	22名
運行管理者	3名
運行管理補助者	8名
整備管理者	2名

11. 事業用自動車に係る情報（令和6年10月現在）

車両数 : 30台（内 乗合×25 貸切×5）